

国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議人事マネジメント・オフィス男女共同参画推進部会設置要項

平成 29 年 3 月 21 日  
規則 第 20 号

改正 平成 31 年 3 月 19 日規則第 20 号 令和 5 年 3 月 31 日規則第 62 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程(平成 27 年規則第 67 号)第 3 条第 2 項に基づき、人事マネジメント・オフィス(以下「オフィス」という。)に、男女共同参画推進部会(以下「部会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 部会は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)に定める基本理念に基づき、本学における男女共同参画を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の現状分析、評価及び改善に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進のための情報提供及び公表・広報に関すること。
- (5) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第 4 条 部会は次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) オフィス長が指名する理事、副学長又は学長特別補佐 1 名
- (2) オフィス長が指名する大学院総合国際学研究院に所属する教員 1 名
- (3) オフィス長が指名する大学院国際日本学研究院に所属する教員 1 名
- (4) オフィス長が指名するアジア・アフリカ言語文化研究所に所属する教員 1 名
- (5) 総務企画課長
- (6) 人事労務課長
- (7) その他オフィス長が指名する者

(任期)

第 5 条 前条第 2 号から第 4 号及び第 7 号の部会員の任期は、オフィス長が任期等を指定した者を除き、2 年とし、再任を妨げない。ただし、オフィス長の任期を超えることはできない。

2 前項の部会員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 6 条 部会に部会長を置き、第 4 条第 1 号に定める者をもって充てる。

2 部会長は、部会の業務を掌理する。

(作業部会)

第7条 部会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 部会に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学男女共同参画推進室規程（平成26年規則第19号）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月31日から施行する。